

令和元年 5 月 11 日(土)キセラ カフェ発キセラ丸～この指トマレプロジェクト～主催
キセラ川西せせらぎ公園管理棟「パークオフィスキセラ丸」オープニングイベント
「シミンが『はぐくむ』これからの公園オープニングイベント」を開催しました。

第 1 部 13:30～15:00 キセラ川西プラザにて

岐阜県各務原市“学びの森公園”において、市民が運営する「kakamigahara stand」をはじめとした、市民によるパークマネジメントについて「各務原市土地活用推進室」廣瀬真一さん「(一社)かかみがはら暮らし委員会」代表理事長縄尚史さんにお越しいただき「トークセッション」を行いました。



なぜ、このような取り組みを行っているのか。市の現状や、他の取り組みを含めたまちの将来像、市の立場、市民の立場で役割分担を行いながら、パークマネジメントを進めている状況などを教えていただきました。

会場は満員の参加者で埋まり、皆さん熱心に聞き入っていました。

第 2 部 15:30～17:00 パークオフィスキセラ丸にて、いろいろなイベントが行われ、大いににぎわいました。

キセラ カフェ

各務原市からのゲストと共に、公園についての井戸端会議を行いました！
1 部では聞けなかった話で盛り上がり、「いろいろな公園があるのが良い」「子どもの公園？大人の公園？公園ってどうあるべき？」など、いろいろな議論がひろがりました。



コーヒースタンド
オープニングイベントの企画スタッフたちが自ら焙煎した、オリジナルコーヒーを提供し、キセラ丸内にいい香りが立ち込めました。



スマホ写真講座

子どもの上手な撮り方を中心にスマホの特徴や機能を活かした撮り方を学びました！



メンテナンスウォーキング
きれいな姿勢の取り方指導と、身体を上手に使って歩く方法を学びました！

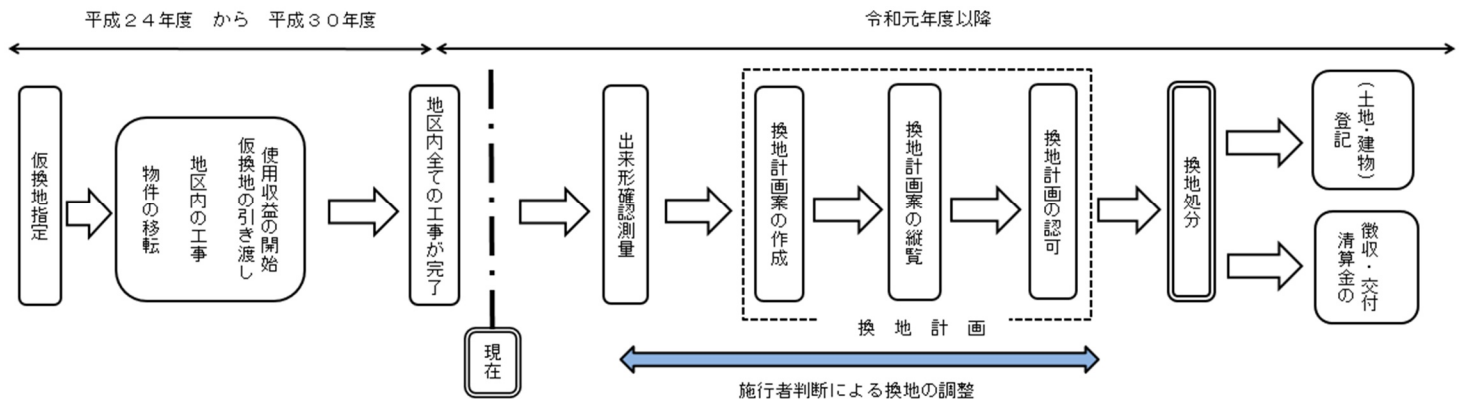


次回のキセラ カフェは、7 月 13 日(土)、公園の誕生日イベントと同時に開催。詳細は、決定次第ご報告いたします。

権利の申告について

阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業も終盤をむかえ、地区内の道路工事も完了し、現在、仮換地面積の確定に向けて出来形確認測量をおこなっており、今後、換地計画を作成し、県知事の認可を得て換地処分を行います。

換地処分までの流れ



換地処分の手続きを行うにあたり、権利変動を常に把握する必要があるため、以下の事項に該当する場合は、速やかに届け出をお願いします。(阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業の施行に関する条例第 31 条 2 項) 権利の申告についてご不明な点がございましたら、キセラ川西推進課へご連絡ください。

届出をしていただきたい事項

以下のような場合が発生している際には、届出をしていただきますようお願いいたします。

権利の移転、変更または消滅があった場合

権利変動届出書：権利の変更届を届け出ていただきます。

権利を所有している方の住所、氏名、主たる事務所の所在地または名称に変更があった場合

住所・氏名変更届出書：変更を証する書面を添えて提出していただきます。

権利を所有している方が死亡し、その相続手続きが遅れるような場合

相続人代表者選任通知書：相続権者の中から代表者を出していただきます。

未登記の権利について

未登記の場合、土地登記簿に記載されていないものは確認できないため、未登記の権利（賃借権、使用貸借権、永小作権、一時使用の賃借権、質権、先取り特権、抵当権、留置権、地役権など）をお持ちの方は、権利の申告をお願いします。

申請に必要な書類

- 申告書（申告する方と土地の所有者の方、連名で申告）
- 連署で申告されない場合は権利を証する書類
- 印鑑登録証明書（申告書に署名した全員）
- 権利を証する書類
- 借地権等が宅地の一部分の時は、その位置が分かる見取図

借地権について

借地権（建物所有を目的とする地上権、賃借権）等の所有権以外の権利で、土地登記簿に記載されていないものは確認できないために、申告していただく必要があります。

申請に必要な書類

- 申告書（申告する方と土地の所有者の方、連名で申告）
- 連署で申告されない場合は権利を証する書類
- 印鑑登録証明書（申告書に署名した全員）
- 権利を証する書類
- 借地権等が宅地の一部分の時は、その位置が分かる見取図

相続が発生している土地について

換地処分は関係権利者に通知して行いますが、既に土地所有者などが死亡しており、相続登記が未了の場合は、法定相続人全員に対して通知を行うこととなり、換地処分後の手続き（清算金がある場合の各種届出・金銭のやり取り、登記完了証の收受など）についても相続人全員に行っていただくこととなります。

清算金がある場合、適切に手続きや届出が行われていなければ、交付清算金をお支払いすることはできず、金銭を法務局に供託¹することになったり、徴収清算金を法定持ち分に応じて清算金の支払い手続きを法定相続人全員に行っていただくこともあります。

1 供託とは、金銭、有価証券などを国家機関である供託所（法務局等）に提出して、その管理を委ね、最終的には供託所がその財産をある人に取得させること。相続人が確定していない場合は「債権者不確知」のため供託されます。

届出の様式がありますので、市の窓口へお問い合わせいただくか、市のホームページよりダウンロードしていただきますようお願いいたします。



現在、地区内の整備工事も終わり、事業終了に向けて換地処分業務を進めております。地権者の皆様には現在の事業進捗と換地処分にあたって発生する留意事項など個別にご説明をさせていただきます。つきましては、日程調整のご連絡を順次させていただきますので、よろしくお願いいたします。



キセラ川西地区内建築主のみなさまへ『電気・ガス等の消費量調査』を実施しています

・調査目的

「キセラ川西低炭素まちづくり計画」の達成状況を的確に分析、評価を行うために、キセラ川西地区内建築物の一次エネルギー消費量(電気・ガス等の消費量)の把握を行っています。

地区内で使用されたエネルギー消費量の集約を行うことで、取組を始める以前と比べ、どれだけ省エネルギー化(低炭素化)が進んだか、状況の把握を行います。その結果により評価を行い、さらなる取組の実施や計画の改善を図っていきます。

現在、令和元年度の調査を行っています。既に調査のご協力をいただいた方々におきましては、誠にありがとうございました。未回答の方につきましては、ご協力をお願いいたします。



「川西市ふるさとづくり寄附金」の使い道に「キセラ川西せせらぎ公園への活用」が選べるようになりました。

キセラ川西せせらぎ公園は、公園の設計段階から市民が参加し、市民自らが「私たちの公園」と愛着を持って育てていけることをめざしています。公園を中心とした積極的な市民の皆さんの活動や、この公園の発展を是非応援してください。

建築物の建築などを行う場合、土地区画整理法第76条許可申請・地区計画の届出が必要です。また、「中央北まちづくり指針」や「低炭素まちづくり計画」等に基づいた建築計画であるかを確認するため、事前に「建築行為等の手続条例」に基づく協議が必要です。

権利者が死亡され名義変更されていない方や、権利の移動があった場合、住所氏名の変更があった場合はご連絡を。

川西市 土木部 キセラ川西推進課 TEL: 072-740-1203

阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業に関して

土木部 公園緑地課 TEL: 072-740-1185

公園利活用、パークオフィスキセラ丸及びキセラ カフェなどの

市民参画について

FAX: 072-740-1330

日時: 午前9時~午後5時半 (ただし、土曜・日曜・祝日は除きます)

HP: <http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/machi/cyuoukitaseibi/index.html>